

議案第 9 4 号

飛驒市寄附金の取扱いに関する条例について

飛驒市寄附金の取扱いに関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

寄附者の意向を尊重し、寄附金の使途の透明性を高めるための制定

## 飛驒市寄附金の取扱いに関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、市に対する寄附金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号に規定する負担付きの寄附を除く。以下同じ。）の取扱いについて必要な事項を定め、寄附をした個人又は法人その他の団体（以下「寄附者」という。）の意向を尊重するとともに、寄附金の使途についての透明性を高めることを目的とする。

### (寄附金の使途)

第2条 寄附者は、市の地域づくりに資する範囲内において、市が行う施策の使途を指定して寄附（以下「指定寄附金」という。）することができる。

2 市長は、特に必要と認める場合は、あらかじめ定めた施策（以下「特定事業」という。）に対して指定寄附金を募集することができる。

3 前項の場合において、市長は、特定事業の実施に必要な目標額を定めることができる。この場合において、指定寄附金の額が目標額を上回ったときは、その上回った額の使途は市長が寄附者の意向を勘案して指定する。

### (寄附金の取扱い)

第3条 市長は、前条の規定による指定寄附金を寄附者が指定する使途に応じた施策の財源とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、指定寄附金を飛驒市積立基金条例（平成16年飛驒市条例第76号）第2条に規定する基金のうち使途に応じた目的の基金に積み立てることができる。

3 前2項の規定により施策の財源とする額又は基金に積み立てる額は、毎年度の指定寄附金の総額から当該寄附金の募集等に要した経費相当額を控除した額とする。

4 市長は、やむを得ない事由により前条第2項に規定する特定事業を実施することができなくなったときは、当該事業に対する指定寄附金の使途を変更することができる。

5 前項の規定により特定事業に対する指定寄附金の使途を変更したときは、市長は寄附者に対しその旨を報告しなければならない。

(活用実績の公表)

第4条 市長は、毎年度、指定寄附金の活用実績について公表しなければならない。

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、金銭以外の寄附については適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市寄附金の取扱いに関する条例について
担当部	企画部
提案理由	寄附者の意向を尊重し、寄附金の使途の透明性を高めるための制定
制定改廃の根拠等	市独自の制定
条例の概要	<p>令和2年度に本市に寄せられたふるさと納税（飛騨市がんばれふるさと応援寄附金）は15.5億円、企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附金）は260万円に上り、本年度からはソーシャルビジネス支援事業のように、これらの制度の活用範囲を民間主導プロジェクトの支援にも拡充する試みを開始している。</p> <p>また、市民等からの寄附については、都度補正予算において寄附者の意向に応じた施策（歳出）を計上し、その財源として有効に活用している。</p> <p>こうした寄附に関する状況を踏まえ、寄附金の取扱いを条例によって定めることで、寄附金を通じて市に寄せられる寄附者の意向を政策に反映する方針を明確に示すとともに、寄附金の使途について透明性を高めようとするものである。</p>
市民への影響等	寄附金に関して市の方針を定めるものであり、市民等への直接の影響はない。
施行日	公布の日
備考	